

▶▶▶ 特別支援学校教諭免許状（「知的障害者に関する教育の領域」・「肢体不自由者に関する教育の領域」・「病弱者に関する教育の領域」）

特別支援教育に関する科目

【教育職員免許法の該当法令】 5条別表1 6条別表7（*を除く）

施行規則に定める科目区分等			開講コード	開講科目名	中心となる領域	含む領域	開講単位	履修方法	学費(円)	6条別表7適用外	備考	
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	S5684	特別支援教育総論			2	T	9,000		※1	
			S5685	特別支援教育基礎理論			4	T	18,000	*	※1	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	S5673	知的障害児の心理	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	T・S	9,000		心理を含む
				S5674	知的障害児の生理・病理	知的障害者	病弱者	2	T	9,000		生理及び病理を含む
				S5675	肢体不自由児の心理・生理・病理	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	2	T	9,000		心理、生理及び病理を含む
				S5676	病弱虚弱児の心理・生理・病理	病弱者	知的障害者 肢体不自由者	2	T	9,000		心理、生理及び病理を含む
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	S5677	知的障害教育Ⅰ	知的障害者		2	T	9,000		左記の2科目を履修することで、教育課程及び指導法を含む
				S5678	知的障害教育Ⅱ	知的障害者	肢体不自由者	2	T・S	9,000		教育課程及び指導法を含む
				S5679	肢体不自由児の指導法	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	2	T・S	9,000		教育課程及び指導法を含む
				S5680	病弱虚弱児の指導法	病弱者		2	T	9,000		教育課程及び指導法を含む
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	S5681	視覚障害教育総論	視覚障害者		2	T・S	9,000		心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
				S5682	聴覚障害教育総論	聴覚障害者		2	T・S	9,000		心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	S5687	重複障害・発達障害児の指導法	重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者	2	T・S	9,000		心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	科目履修コースでは履修不可									

【履修方法】

●履修方法が「T・S」の科目は、スクーリングの受講が必要。1科目毎に受講日数が半日間、別途受講料(4,500円)が必要(目安)。

【備考】

●※1:「障害教育総論」1科目2単位を修得しなければ、教員職員免許法施行規則に定める当該系列の法定区分を満たさない。

はじめに

教員免許状・資格の取得

学部(本科)

課程本科

科目履修コース

本科入学資格コース

各種実習